

令和2年度

島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

令和 2 年度 教育行政執行方針

I はじめに

令和 2 年第 1 回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

平成から令和へと新たな時代を迎え、IoT（モノのインターネット）や AI（人工知能）をはじめとする技術革新が一層進展し、これまでの情報社会（Society（ソサエティ）4.0）に続く新たな社会（Society（ソサエティ）5.0）が到来しようとしています。

これからの未来を担っていくのは、子どもたちです。子どもたちに、予測できない変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い、自らの可能性を發揮し、よりよい社会を創り出していくことのできる力を身に付けさせることが、学校や教育委員会が果たしていく責務だと考えております。

このような認識の下、子どもたちの「生きる力」を育み、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成とその基盤となる教育環境づくりに向け、教育行政の推進に努めてまいります。

Ⅱ 施策の展開

次に、令和2年度の主要な施策について申し上げます。

1 学校教育の推進

新学習指導要領が小学校では令和2年4月から、中学校では令和3年4月から全面実施となります。

新学習指導要領では「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」とされています。

教育委員会といたしましては、新学習指導要領に基づく教育課程が確実に実施されるよう、取組を進めてまいります。

まず、「確かな学力の育成」についてであります。

令和元年度の全国学力・学習状況調査では、平均正答率が全国平均と比較し、小学校では国語が下回りでしたが、算数が上回っており、中学校では国語が上回り、数学が下回る結果となりました。

今回の調査から、知識と活用を一体的に問う調査問題に見直

され、文章を効果的に読み込み、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことが求められましたが、小・中学校ともにこの点に課題が見られました。

一方で、毎日一定時刻での起床・就寝、朝食の摂取や計画を立てて学習に取り組む児童生徒の割合も増えており、望ましい生活習慣の確立が少しずつ図られている状況が見られます。

引き続き「確かな学力」を育むため、各学校ともに個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校では朝・放課後学習、夏季・冬季休業期間の学習サポート、中学校では放課後サポート、夏季・冬季休業期間の講習会などを実施します。

なお、小学校においては村独自の教員配置により、基礎・基本の定着を図るための授業が行われる環境が作られております。

また、望ましい生活習慣のさらなる形成に向け、生活リズムの確立や家庭学習の習慣化など、小中連携し取り組んでまいります。

次に、ICT環境の整備についてであります。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められており、特に、「主体的な学び」を実現するためには、ICTの活用が効果的であるといわれ、すべての教科等の中で適切に活用していくことが示されています。

一昨年度と昨年度で小・中学校にタブレット端末を整備し、国語・社会・英語等を中心に活用し、分かりやすく深まる授業に成果をあげております。

小学校においては、児童自らも操作できる実物投影機を段階的に整備してきたところですが、各学年に設置できるよう整備し、すべての教科について、子どもたちの学びの質を深め、「分

かる授業づくり」のための手立てとして、活用してまいります。

外国語教育につきましては、小学校において令和2年度から5・6年生が「外国語」の授業として、3・4年生が「外国語活動」として実施されます。

2年間の移行期における取り組みを踏まえ、引き続き、外国語指導助手（ALT）を派遣するとともに、中学校とも連携し、英語担当教諭の乗り入れ授業など、英語力の向上に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、島牧村特別支援連携協議会を通じ、福祉課・保育所・小学校・中学校・余市養護学校しりべし学園分校など関係機関と連携し、幼児期からの状況などを把握しながら、一貫した指導・支援に向けた取り組みを行ってまいります。

また、保護者からの意向を受け在籍の変更など、支援の充実を図ってまいります。

次に、寿都高校についてであります。

寿都高校は、村内から通学できる唯一の高校として、欠かすことができない学校であります。

寿都高校では、遠隔システムを使った札幌西高校との英語授業、個性や能力に合わせたきめ細やかな学習指導など、学力向上に向けた取り組みを行っています。その結果、国公立大学に3年連続合格、看護学校等への全員合格や公務員をはじめとする就職率も100%となっています。

この取組の一環として、各種模擬試験・資格取得検定などの

受検を奨励していることから、引き続き、受検経費の全額を助成してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてであります。

道徳は「特別の教科 道徳」として、小学校では一昨年度から、中学校では昨年度から実施しています。

児童生徒が将来、様々な問題に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うことができるよう、倫理観や規範意識、命の大切さ、思いやりや感謝の心など、道徳的諸価値の意義や大切さについて理解する学習を進めてまいります。

いじめ防止につきましては、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する「いじめ防止基本方針」を基に、定期的にアンケート調査などを行い、未然防止や早期発見に努め、「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つよう、いじめを許さない環境づくりを推進してまいります。

読書は、子どもたちの読む力、考える力、想像力・判断力の養成や豊かな心の形成など様々な効果が得られます。

引き続き、朝読書や読書週間を設け、読書の習慣を身に付ける取り組みを行うとともに、図書購入、道立図書館と連携したブックフェスティバルの開催など、読書活動への支援を行ってまいります。

次に「健やかな体の育成」についてであります。

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ますと、小学校では握力やソフトボール投げ、中学校では握力やハンドボール投げといった種目については、全道・全国平均を上回っているところですが、小・中学校ともにシャトルランなど持久力で、全道・全国平均を下回っている状況です。

体力は、あらゆる活動の源になるものであり、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。

このため、子どもたちの発達段階に応じた体力の向上、健康の確保が重要です。

引き続き、各学校において、体育の授業や休み時間等での体力づくり、新体力テストなどに取り組むとともに、マラソン大会、耐久遠足、スキー遠足、クラブ活動や部活動などについてサポートしてまいります。

いよいよ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

これに関連し昨年、オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、オリパラ教育を推進するため、国の事業である「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」の北海道拠点に係るオリンピック・パラリンピック教育推進校に小学校が指定され、オリンピック・パラリンピックの歴史等の学習をはじめ、ボッチャ、シッティングバレーボール体験などの取組を行ったところです。

今後は、この取組の成果を踏まえ、オリパラ教育を効果的に推進してまいります。

また、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を、子どもたちに身に着けさせることが大切です。

引き続き、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、計画的に食育の取り組みを進めてまいります。

虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」につきましては、福祉課と連携し、希望者を対象に実施してまいります。

次に「信頼され地域とともにある学校づくり」についてであります。

地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を引き続き展開します。

特に、義務教育9年間を見通した教育を進めるためには、小・中学校が課題を共有し、学校全体で取り組むことが重要であり、コミュニティ・スクールを活用するなかで、小中が連携した教育を推進してまいります。

次に、教職員の資質・能力の向上についてであります。

学校教育の充実を図るためには、子どもたちの教育に直接携わる教職員の人間性や指導力によるところが大きく、常に教職員としての専門性を高め、確かな教育活動が遂行できるよう、継続的に資質・能力の向上を図ることが大切です。

新学習指導要領の施行などに伴い、特に、授業づくりに欠かせない指導方法の改善等について理解を深めることが必要です。

このため、校内研修の充実を図るとともに、村教育研究会への支援、後志教育研修センターや道立教育研究所における研修機会の確保に努めるほか、後志教育局指導主事の指導訪問、指導主事の派遣を受けて年2回のスキルアップ研修会の実施など、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

最後に「学校施設等の整備」についてであります。

まず、小・中学校トイレの洋式化についてです。

現在、小学校の児童用トイレは和式であり、中学校は簡易的な洋式ではありますが、経年劣化している状況です。

また、小・中学校ともに避難所として指定されておりますことから、車椅子でも利用できる多目的トイレの設置も含め、改修いたします。

さらに、小・中学校の保健室にエアコンを設置し、児童生徒が体調不良の際に、より良い環境で休養できるよう改善いたします。

次に、国の「インフラ長寿命化基本計画」において求められている、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）についてであります。

小・中学校の個別施設計画については、令和2年3月中に策定の予定であり、これを基に、建替等に向けた検討を行ってまいります。

また、本年度は、給食センター、教職員住宅について、個別施設計画の策定を行ってまいります。

2 生涯学習の推進

まず、「青少年教育」についてであります。

次代の担い手である子どもたちには、成長の各時期に望まれる様々な体験を通じて、創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

このため、地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、引き続き、漁業や農業など地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を実施してまいります。

また、子どもたちの放課後対策として実施している「放課後児童クラブ」は、放課後における児童の安全で安心な居場所として、定着してきています。

長期休業期間中の開催について、本年1月の冬休み中に実施したところですが、実施方法等について保護者からの要望も様々ありますことから、さらに検討を行ってまいります。

次に「成人及び高齢者教育」についてであります。

成人教育につきましては、地域の人材を活用した「英会話講座」、「料理教室」などを開催し、学習機会の提供に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、寿都町で開催される「南後志ブロック高齢者交流会」の参加に係り必要な支援を行うとともに、高齢者が健康で明るく、生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、後志教育局の協力も得ながら、学習機会の提供を検

討してまいります。

次に「人材育成事業」についてであります。

活力に満ちた村づくりを推進するため、引き続き、「むらづくり・人づくり講演会」、「小学生国内視察研修」、「村内若者視察研修」を実施してまいります。

また、新規事業として「中学生海外視察研修」を実施いたします。なお、研修先については、台湾を予定しておりますが、実施時期については、現在発生している「新型コロナウイルス」の終息状況なども勘案し判断してまいります。

次に「芸術文化の振興」についてであります。

芸術や文化に触れ、親しみ、関わることは、人々の創造性や表現力を高め、生活に潤いと心の豊かさを育むことに、大きな役割を果たします。

このため、「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、日頃から活動に取り組まれている方々の成果を発表する機会確保に努めてまいります。

また、学校の教育活動の一環として、子どもたちが優れた芸術に触れる機会となる芸術等鑑賞事業を、引き続き実施してまいります。

最後に「スポーツの振興」についてであります。

心身の健全な発達を促し、明るく豊かで活力のある地域社会を形成するうえで、スポーツは必要不可欠なものであります。

このため、「村民大運動会」、「パークゴルフ大会」や昨年から実施している「ボッチャ大会」の開催、スポーツ少年団、スポーツ団体などへの活動支援を行ってまいります。

また、スポーツセンター保健室にエアコンを設置し、利用者の熱中症事故防止の一助として活用してまいります。

Ⅲ むすび

以上、令和2年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

教育委員会といたしましては、教育に対する課題やニーズが多様化している今、諸課題に迅速に対応するとともに、村理事者、教育関係者等と連携を図り、関係団体の御協力をいただきながら、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。